

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業としての継続的な発展及び社会的信用の獲得をめざして、経営の意思決定の公平性、迅速性及び的確性を追求し、より効率的で優れた経営を実践していくことを基本方針として取り組んでまいります。また、経営の監視機能を充実させるとともに情報の適時開示によって経営の健全性と透明性を維持していくことが重要であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2】

当社は、外国人株主比率などの株主構成を総合的に勘案し、招集通知の英訳の実施及び機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用は行っておりません。今後も引き続き外国人株主比率などの株主構成を総合的に勘案しながら、招集通知の英訳の実施及び機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用の検討を行ってまいります。

【補充原則3-1】

当社は、外国人株主比率などの株主構成を総合的に勘案し、英語での情報の開示・提供は行っておりません。今後も引き続き外国人株主比率などの株主構成を総合的に勘案しながら、英語での情報の開示・提供の検討を行ってまいります。

【補充原則4-1】

・当社取締役会は、経営理念等を永続的に継続するために、後継となる取締役等の育成を最重要な責務の一つであると認識し、育成を図っております。
・最高経営責任者（CEO）等の後継者計画（プランニング）の策定・運用については、具体的な後継者計画を定めておりませんが、将来の展開に向けた経営基盤の構築と企業価値向上に向け強いリーダーシップを発揮し、豊富な知識と経験を当社の経営に活かすことで取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断する人物を候補者とするとしております。また、次期代表取締役の指名にあたっては、取締役会の決議により選定しております。

【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社の独立社外取締役は1名ですが、独立社外取締役1名を含めた社外取締役2名による取締役会の監督機能に加え、3名が社外監査役で構成された監査役会による監査機能により、経営監視機能の客観性及び中立性が確保され、現状の体制において、経営効率の向上と的確かつ戦略的な経営判断が行えると判断し、本体制を採用しております。今後とも、独立社外取締役を確保するため、引き続き複数の独立社外取締役選任に向けて、候補者選定を進めてまいります。

【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

・当社の取締役会は、専門知識や経験の異なる多様な取締役で構成され、大局的・実質的議論が可能となるよう12名以内としております。
・ジェンダーの面については、女性の役員はおりませんが、ジェンダーを意識した多様性確保について引き続き検討してまいります。
・国際性の面については、外国人株主比率の割合が低い水準であることから、現時点において必要性はないと考えております。今後も外国人株主比率などの株主構成の割合を総合的に勘案しながら、国際性を意識した多様性確保について引き続き検討してまいります。
・監査役には、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者を選任しております。
・取締役会は、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行うことなどにより、その機能の向上を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4. 政策保有株式】

当社は、中長期的視点にたった持続的な企業価値の向上を実現するため、政策的に取引先の株式を保有することが、取引先企業との協力強化に資すると判断した場合は、政策保有株式を取得・保有する場合があります。これらの政策保有株式が、事業推進上引き続き必要かどうかを年1回以上取締役会で検証しております。これらの検証の結果、当社の事業活動変化等により必要性が薄れた場合や取引先の大幅な事業環境変化により業績が悪化し、回復が困難と判断される場合には、取引先と協議のうえ売却を行い、縮減に努めております。

政策保有株式の議決権行使においては、発行会社の営業利益及び営業キャッシュ・フローが3期連続して赤字となる等著しい業績悪化となっているか、重大な不祥事等の発生により、当局及び証券取引所の取引規制が発生しているか、政策保有株式の取得時と当社との事業推進上の取引関係が大幅に変化しているか、を基準として、取引先と経営方針・経営戦略等の具体的対話を行ったうえで判断し、適切に行っております。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社は、取締役等や主要株主等の関連当事者との取引を行う場合には、株主共同の利益を害することが無いよう、以下の体制を整備しております。

当社と取締役等との間の競業取引並びに関連当事者と当社との取引については、取締役会付議基準に基づき承認を受ける。

個別取引は、取締役・執行役員から定期的に報告書の提出を受け、具体的取引の監視を行う。

関連当事者間の取引については、市場価格等を勘案し、通常取引条件を逸脱しない取引条件としており、当社や株主共同の利益を害することのないよう監視する。

【補充原則2 - 4】

当社は、女性の活躍促進を含む多様な観点と価値観の重要性を理解し、多様性の確保を推進しております。具体的には、以下のとおりとなっております。

- ・当社では管理職の登用は、性別に関係なくその能力、識見、人格等を公正に評価して行うこととしております。
- ・当社は、一般事業主行動計画にて人材育成・女性活躍推進に向けた行動計画の策定を行い目標の実現に向けて取り組み、社内外に公表しております。目標の一つ目を、「女性社員の採用比率を10%程度」、目標の二つ目を、「男性の育児休業取得率30%以上、育児休業の平均取得期間10%アップ、女性の育児休業取得率100%、平均取得期間100%」として、現在、取り組みを進めております。
- ・上記目標にかかる当社の現状について、女性社員の採用比率は2023年度実績で7%、男性の育児休業取得率は2023年度実績で80%、女性の育児休業取得率は2023年度対象者なし、男性の2023年度育児休業平均取得期間は63日、女性の2023年度育児休業平均取得期間は244日の実績となっております。
- ・当社は、子育てにかかわる従業員の仕事と育児の両立を支援するため、育児休業や育児のための勤務時間の措置等を図っております。

【原則2 - 6 . 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、確定給付企業年金について、運用の基本方針を作成し、運用を行っております。具体的には、確定給付企業年金規則に規定した年金給付金及び一時金等の支払いを将来にわたり確実に行うため、必要とされる総合収益を長期的に確保することを運用目的とし、運用目標と資産構成を適切に定め運用しております。これらの対応については、経験を有する社員を配置し、各事業年度に運用資産の時価評価とその構成割合等の確認と見直しを行っております。

【原則3 - 1 . 情報開示の充実】

() 当社は、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、収益力・資本効率等の達成に向けた資本政策の基礎となる経営戦略及び中期経営計画を策定し、当社ホームページに掲載しております。

() 当社は、コーポレートガバナンスに対する当社の基本的な考え方と基本方針として、コーポレートガバナンスの維持・向上を取締役及び取締役会の最重要な責務と位置づけ、コーポレートガバナンス報告書にて開示しております。

() 当社は、取締役会において、取締役の個人別報酬等に係る決定方針等を決議しており、有価証券報告書にて開示しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。なお、当社は、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置し、コーポレートガバナンスの更なる充実に向け、報酬等の決定に関する手続きの客観性・透明性等を確保しております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等の内容は次のとおりです。

イ . 基本方針

当社の取締役の報酬は、経営内容(安全・収益・ESG他)、経済情勢等を勘案したものと、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

ロ . 基本報酬等(金銭報酬)の決定に関する方針

当社の社内取締役の基本報酬等は、月例の固定報酬とし、経験年数、担当職務などによる基準額に貢献度に応じた査定額を加えて算定するものとしております。

ハ . 業績連動報酬等(金銭報酬)の決定に関する方針

業績連動報酬等は、業績に基づくインセンティブの賞与として年1回一定の時期に支給し、中期経営計画の達成に向けた貢献度等を指標として、各事業年度の取締役の実績及び貢献度を加味して、総合的に評価し算出するものとしております。

当社の社外取締役については、業務執行から独立した立場であることから、基本報酬のみとし、賞与は対象外としております。

ニ . 非金銭報酬等の決定に関する方針

非金銭報酬等である譲渡制限付株式報酬は、当社の持続的な企業価値向上を図るインセンティブとして与えるとともに、株主との価値共有を促進することを目的として、経験年数、担当職務、貢献度等に応じて算定し、年1回一定の時期に株式を支給することとしております。

ホ . 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬等については、取締役会決議に基づき代表取締役社長が全ての報酬等の内容について委任を受けるものとしております。なお、代表取締役社長は、取締役の個人別の報酬に関する事項について、客観性・透明性等を確保する観点から、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会に諮り、指名・報酬委員会の答申を踏まえてこれを決定することとしております。

ヘ . 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長 内田 海基夫に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の賞与の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当職務について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためです。なお、委任された内容の決定にあたっては、客観性・透明性等を確保する観点から、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会に諮り、指名・報酬委員会の答申を踏まえてこれを決定することとしております。

ト . 監査役の報酬に関する事項

監査役報酬については、株主総会で決定した監査役の報酬限度額の範囲内で監査役会の協議によって定めております。

() 取締役及び監査役を選任する際の方針と手続きについて

当社の取締役は、優れた人格とともに当社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行できる見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有しているものでなければならず、取締役候補者の指名は、客観性・透明性等を確保する観点から、取締役会が株主総会に諮る候補者を取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会に諮り、指名・報酬委員会の答申を踏まえてこれを決定することとしております。

当社の監査役は、優れた人格並びに取締役の職務の執行を的確、公正かつ効率的に監査できる見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有しているものでなければならず、監査役候補者の指名は、監査役会の同意を得たうえで、代表取締役が株主総会に諮る候補者を取締役会に付議し、取締役会の決議により決定しております。

() 取締役及び監査役を選解任する際の個々の選解任理由については、指名の都度、株主総会参考書類に記載しております。

【補充原則3 - 1】

サステナビリティについては、「ESG経営を通じてSDGsに貢献するとともに持続的成長と企業価値向上を実現」させることを基本方針としており、2024年を初年度とする5ヵ年計画「中期経営計画 変革2028(2024~2028年度)」を策定し、以下の取り組みを推進しております。

環境経営

地球温暖化による気候変動などの環境課題を重要な経営課題と認識し、事業活動を通じて環境負荷の低減と環境保全活動に取り組むため「環境経営宣言」を制定し、「第一建設工業 環境計画 ~カーボンニュートラル・チャレンジ2050~」を策定いたしました。環境計画では「脱炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」の実現に向けて、環境経営を推進しております。

健康経営

社員が心身ともに健康で、働きがいに満ち、一人ひとりの能力が十分に発揮されている職場環境を目指すため「健康経営宣言」を制定いたしました。社員とご家族の健康管理を経営課題と捉えて、健康経営を推進しております。

人的資本経営

多様な人材の働き方に配慮し、各人がその能力を最大限に発揮できるような職場環境の整備と、知識、スキル、役割認識等の向上に向けた人材育成を行うことで、従業員のスキルと能力を最大限に引き出す支援を続けております。これにより、個々の成長と組織の成功を同時に達成できる環境づくりを目指しております。

知的財産投資

成長戦略における知的財産への投資等については、知的財産の創出と活用を通じて、持続的成長と企業価値向上を追求しております。これまでに取得した特許の総数は、2023年度末までに累計で30件、実施許諾件数は17件であり、2024年度には、新たに18件の技術開発を予定しております。また、社内の知的財産管理体制を強化し、全従業員が知的財産の重要性を理解し、日々の業務に活かすことで更なる収益力強化に取り組んでまいります。

【補充原則4 - 1】

・取締役会は、株主からの委託を受け、効率的かつ実効的なコーポレート・ガバナンスを実現し、それを通じて持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のための最善の意思決定を行っております。
・取締役会は、法令、定款及び取締役会規則に定められた重要事項を意思決定するとともに、取締役の職務執行を監督しております。
・取締役会は、業務執行の機動性と柔軟性を高めるため、法令、定款及び取締役会規則に定める重要事項以外の業務の意思決定は、代表取締役が指名した取締役・執行役員・社員で構成される経営会議に委任しております。
・コーポレート・ガバナンス報告書において、取締役会及び経営会議の概要、取締役会の委嘱を受けた事項、その他経営課題に関し審議又は決定している事項を記載し開示しております。

【原則4 - 9 . 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

・取締役会は、独立社外役員候補者の選任にあたって、東京証券取引所が定める独立要件を充足するとともに、以下の各号のいずれも該当しない場合、独立性を有するものと判断しております。

- (1) 当社及び当社の関係会社(以下当社グループという)の出身者
- (2) 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士等
- (3) 当社グループの主要株主
- (4) 以下に該当する法人等の業務執行者等
当社グループを主要な取引先としている法人等
当社グループが主要な取引先としている法人等
当社グループを主要な借入先としている法人等
当社グループが主要株主である法人等
- (5) 当社グループから多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家
- (6) 当社グループから一定額を超える寄付又は助成を受けている先及びその出身者
- (7) 社外役員の相互就任関係となる他の会社の業務執行者
- (8) 上記(1)から(7)のいずれかに該当する者(ただし、重要な者に限る。)の配偶者または二親等以内の親族である者
- (9) 過去5年間に於いて、上記(3)から(8)までのいずれかに該当していた者

・現在の独立社外取締役の選任理由としては、これまで会社経営に長年にわたって携われており、その豊富な知識と経験を活かすことで社外取締役としての職務を適切に遂行できるものであると判断するとともに、独立した客観的立場から外部の視点より取締役の職務執行の監督強化に寄与していただけることを期待して選任しております。また、東京証券取引所が定める独立要件を全て充足し、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断し独立役員に指定しております。

【補充原則4 - 10】

・当社は、独立社外取締役数が取締役会の過半数には達していませんが、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置し、取締役の指名及び報酬の決定に関する手続きの客観性・透明性を確保しております。指名・報酬委員会の構成員については、3名以上の委員で構成され、取締役会の決議により選定された取締役または監査役としており、委員の過半数は原則として独立社外役員としております。取締役の指名及び報酬の決定に関しては、指名・報酬委員会からの答申を経て、取締役会の決議により決定することとしております。

【補充原則4 - 11】

・当社の取締役会は、専門知識や経験の異なる多様な取締役で構成され、取締役会出席者12名中(取締役8名、監査役4名)2名(社外取締役1名、社外監査役1名)が、会社法及び東京証券取引所が定める独立性基準を満たし、独立役員として届け出ており、取締役会において独立した中立な立場からの意見を踏まえた議論が可能となっております。

・独立社外取締役の選任理由としては、これまで会社経営に長年にわたって携われており、その豊富な知識と経験を活かすことで社外取締役としての職務を適切に遂行できるものであると判断するとともに、独立した客観的立場から外部の視点より取締役の職務執行の監督強化に寄与していただけることを期待して選任しております。

【補充原則4 - 11】

独立社外役員は、当社以外に原則4社を超えて他の上場会社の取締役または、監査役を兼任しないこととしております。その兼任状況については、事業報告に記載し毎年開示しております。

【補充原則4 - 11】

当社の取締役会実効性評価は、第三者の外部アドバイザーを起用し、2024年3月末日時点において取締役会の構成員である全取締役(8名)及び全監査役(4名)の合計12名を対象として、アンケート形式にて実施しております。

アンケート項目及び評価方法は、「1. 取締役会の役割・機能 3項目」「2. 取締役会の構成・規模 3項目」「3. 取締役会の運営 4項目」「4. 監査機関との連携 1項目」「5. 経営陣のコミュニケーション 2項目」の全13項目の5段階評価に加え、各項目に対し自由記載欄を設けております。

アンケート評価の手法は、第三者の外部アドバイザーから各項目に対する回答のバラつき及び平均値、他社との比較等の分析・評価をもとに、その結果を取締役会において議論を実施しております。

2023年度の取締役会の実効性評価結果につきましては、各項目で概ね肯定的な評価点及び自由記載が得られていることから、取締役会の実効性は確保できているという結論に至りました。

全項目の平均値は、2022年度の水準を維持したものの「1. 取締役会の役割・機能」などの一部項目において前年比で若干評価点が減少している項目もあり、今後の課題として認識しております。

引き続き、更なる取締役会の機能強化を図ってまいります。

【補充原則4 - 14】

当社は、取締役等の受託者責任や企業価値向上に関する事項達成のため、取締役等について計画的な教育を実施することを方針としており、実施しております。

【原則5 - 1 . 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主からの対話(面談)の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応しており、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取り組みに関する方針については、取締役会において審議・承認のうえ、会社法、金融商品取引法その他関係法令に従った法定開示及び証券取引所が要請する開示など、必要十分な情報の適時適切な開示に努めるとともに株主と建設的な対話を行うものとしております。その際は、インサイダー情報の管理に配慮するとともに、株主間において、実質的な情報格差が生じないように十分留意するものとしております。

【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】

当社は、「中期経営計画 変革2028」を策定し、自社ウェブサイトにて開示しております。また、2024年5月9日に資本コストと株価を意識した経営の実現に向けて、現状分析と評価を行った上で、企業価値の向上と株主価値の最大化に向けた今後の方針を開示しております。

中期経営計画 変革2028(2024年度～2028年度)

<https://www.daiichi-kensetsu.co.jp/ir/mid/>

資本コストと株価を意識した経営の実現に向けた対応について

<https://ssl4.eir-parts.net/doc/1799/tdnet/2431349/00.pdf>

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
東日本旅客鉄道株式会社	3,632,800	18.66
旭調査設計株式会社	1,434,412	7.37
第一建設工業社員持株会	1,367,626	7.02
ビービーエイチ フォー フィデリティ ロー プライズド ストック ファンド(プリンシパル オールセクター サポートフォリオ)	982,508	5.04
株式会社第四北越銀行	750,041	3.85
株式会社北陸銀行	732,350	3.76
東鉄工業株式会社	511,760	2.62
第一建設工業互助会	463,475	2.38
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD -SINGAPORE BRANCH PRIVATE BANKING DIVISION CLIENT A/C 8221-563114	456,300	2.34
名工建設株式会社	437,000	2.24

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 更新

上記【大株主の状況】は、2024年3月31日現在の株主名簿の記載に基づいて記載しております。当社は、自己株式を1,395,723株保有しておりますが、上記【大株主の状況】からは除外しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード
決算期	3月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数

10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態

監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
吉田 至夫	他の会社の出身者												
長澤 徹	他の会社の出身者												

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉田 至夫			当社が同氏を社外取締役を選任した理由は、長年にわたり株式会社新潟クボタの経営に携わられており、その豊富な知識と経験を当社の経営に反映させるとともに、外部の視点より取締役の職務執行の監督強化を図ることを期待したためであります。また、東京証券取引所が定める独立要件をすべて充足し、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断し独立役員に指定しました。
長澤 徹			当社が同氏を社外取締役に選任した理由は、当社が東日本旅客鉄道株式会社より公共性の高い鉄道関連の建設工事を受注していることから、同氏の鉄道事業における専門的経験と高い見識から、主に鉄道工事に対し有益かつ的確な助言を受け経営に反映させるためであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	1	1	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	1	1	0	社内取締役

補足説明

本報告書の「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」「2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」「1.会社機関の概要」をご参照ください。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、適宜、会合を開催し、監査の内容における諸問題について検討及び意見交換を行っております。また、監査役は、内部監査部門(監査部)から都度報告を受け、会社業務の適法性の確認を行っております。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
田宮 武文	弁護士													
大和 武彦	他の会社の出身者													
常松 伸章	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田宮 武文			当社が同氏を社外監査役に選任した理由は、取締役会における意思決定及び取締役の職務執行の適法性について、弁護士という専門的立場から監査を受けることを期待したためであります。また、東京証券取引所が定める独立要件をすべて充足し、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断し独立役員に指定しました。弁護士という社会的地位の高い職業柄、会社法等の企業法務に対して豊富な知識、経験を有しており、会社、株主双方に対して中立、公正な立場で経営陣に対する業務執行の監視や有効な助言により取締役の業務執行の監督機能向上に寄与されています。
大和 武彦			当社が同氏を社外監査役に選任した理由は、取締役会における意思決定及び取締役の業務執行について、社外者として主にコンプライアンスの専門的立場から監査を受けることを期待したためであります。豊富な経験と高い見識に基づき、経営の意思決定の妥当性や適性を確保するための必要かつ適切な発言により、取締役の業務執行の監督機能向上を期待したためであります。
常松 伸章			当社が同氏を社外監査役に選任した理由は、取締役会における意思決定及び取締役の業務執行について、社外者として主に鉄道事業の専門的立場から監査を受けることを期待するとともに、経営の意思決定の妥当性や適正性を確保するための必要かつ適切な発言により、取締役の業務執行の監督機能向上に寄与されています。

【独立役員関係】

独立役員の数

2名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の報酬の額は、2006年6月29日開催の第64期定時株主総会において年額2億5千万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まない)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名(うち、社外取締役1名)です。

また、2023年6月23日開催の第81期定時株主総会において、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を高めるため、上記の取締役の報酬の額とは別枠として、対象取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額5千万円以内、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は5万株を上限とすることと決議いただいております。

なお、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等の内容は次のとおりです。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、経営内容(安全・収益・ESG他)、経済情勢等を勘案したものとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

ロ. 基本報酬等(金銭報酬)の決定に関する方針

当社の社内取締役の基本報酬等は、月例の固定報酬とし、経験年数、担当職務などによる基準額に貢献度に応じた査定額を加えて算定するものとしております。

ハ. 業績連動報酬等(金銭報酬)の決定に関する方針

業績連動報酬等は、業績に基づくインセンティブの賞与として年1回一定の時期に支給し、中期経営計画の達成に向けた貢献度等を指標として、各事業年度の取締役の実績及び貢献度を加味して、総合的に評価し算出するものとしております。また、指標の達成状況等に加えて、当社の重要課題である安全、品質、ESG経営の取り組みも評価の対象としております。評価については、代表取締役社長が、対象となる取締役に対して面談により確認しております。そして、指名・報酬委員会からの答申を踏まえて、これを決定しております。

当社の社外取締役については、業務執行から独立した立場であることから、基本報酬のみとし、賞与は対象外としております。

ニ. 非金銭報酬等の決定に関する方針

非金銭報酬等である譲渡制限付株式報酬は、当社の持続的な企業価値向上を図るインセンティブとして与えるとともに、株主との価値共有を促進することを目的として、経験年数、担当職務、貢献度等に応じて算定し、年1回一定の時期に株式を支給することとしております。

ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬等については、取締役会決議に基づき代表取締役社長が全ての報酬等の内容について委任を受けるものとしております。なお、代表取締役社長は、取締役の個人別の報酬に関する事項について、客観性・透明性等を確保する観点から、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会に諮り、指名・報酬委員会の答申を踏まえてこれを決定することとしております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役(社外取締役を除く)164,766千円、監査役(社外監査役を除く)14,400千円、社外役員14,940千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

本報告書の「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」「1. 基本的な考え方」「[コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示]」「[原則3 - 1. 情報開示の充実]」をご参照ください。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役を補佐する担当部署は設置しておりませんが、総務戦略本部総務人事部で情報の提供をはじめ全般的な支援体制を整えております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
高木 言芳	相談役	業界団体活動等(経営非関与)	非常勤、報酬有	2019/06/26	1年更新

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

1名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、監査役会制度、取締役会制度、執行役員制度を採用し、取締役会、監査役会等により経営の意思決定及び業務執行、監査を行っております。

なお、具体的な会社機関の概要等は以下のとおりです。

1. 会社機関の概要

・取締役会は、全8名の取締役(うち2名は社外取締役)で構成され、原則月1回開催し、代表取締役社長のもと法令及び定款で定められた事項や経営に関する重要事項に関し審議又は決定を行っております。なお、構成メンバーは、代表取締役社長 内田 海基夫、取締役 本田 孝、取締役 堀山 功、取締役 佐々木 健一、取締役 石塚 毅、取締役 落合 美喜夫、社外取締役 吉田 至夫、社外取締役 長澤 徹であります。

・監査役会は、全4名の監査役(うち3名は社外監査役)で構成され、原則月1回開催し、常勤監査役等からの監査業務の報告に基づき、経営の適法性について確認を行っております。また、取締役会、経営会議、支店長会議等の重要な会議に出席し、取締役の職務執行の適法性、妥当性について監査するとともに、経営の透明性の確保に努めております。なお、構成メンバーは、常勤監査役 加賀 正良、社外監査役 田宮 武文、社外監査役 大和 武彦、社外監査役 常松 伸章あります。

・指名・報酬委員会は、3名以上の委員で構成され、取締役会の任意の諮問機関として、取締役の指名及び報酬の決定に関して審議し、取締役会に対して答申を行っております。本委員会の委員は、取締役会の決議により選定された取締役または監査役としており、委員の過半数は、原則として独立社外役員としております。なお、構成メンバーは、代表取締役社長 内田 海基夫、社外取締役 吉田 至夫、社外監査役 田宮 武文であります。

・経営会議は、代表取締役社長が特に指名した取締役、監査役、執行役員等で構成され、原則月2回開催し、代表取締役社長のもと取締役会の委嘱を受けた事項、その他経営課題に関し審議又は決定を行っております。なお、構成メンバーは、代表取締役社長 内田 海基夫、取締役 本田 孝、取締役 堀山 功、取締役 佐々木 健一、取締役 石塚 毅、取締役 落合 美喜夫、常勤監査役 加賀 正良、社外監査役 大和 武彦、その他審議内容等に応じた執行役員等であります。

・支店長会議は、原則月1回開催し、代表取締役社長のもと経営上の重要事項の伝達や各支店等からの概況報告による情報交換を緊密にして業務執行上の課題の把握と改善策の検討等により、業績の向上及びリスクの未然防止を図っております。なお、構成メンバーは、代表取締役社長 内田 海基夫、取締役 本田 孝、取締役 堀山 功、取締役 佐々木 健一、取締役 石塚 毅、取締役 落合 美喜夫、常勤監査役 加賀 正良、社外監査役 大和 武彦、執行役員 中西 勉、執行役員 安東 豊弘、執行役員 早川 晴彦、執行役員 原 隆興、執行役員 松原 崇、執行役員 山崎 晋、執行役員 櫻田 健、執行役員 笹川 岳之、執行役員 田口 正智、執行役員 三本 和彦、執行役員 大友 国儀、執行役員 吉村 学、執行役員 竹野 洋一その他会議等に応じた社員等であります。

2. 監査役監査及び内部監査の概要

・監査役監査は、監査役会で定めた監査の方針及び監査計画等に基づき実施され、取締役の職務執行の適法性、妥当性について監査しております。監査役は、取締役会、経営会議及び支店長会議等の重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、本社、支店及び主要な事業所への往査、子会社の取締役等との意思疎通・情報交換や子会社からの事業報告の確認、会計監査人からの監査の実施状況及び結果の報告の確認等を実施し、その内容は他の監査役にも適時共有しております。また、監査部及び会計監査人と必要に応じ打合せを行う等相互連携を図っております。なお、社外監査役 田宮武文は、弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

・内部監査については、社長直属の監査部(専任者6名)を設置し、年間監査計画に基づき、業務監査及び内部統制監査を行っております。また、監査役及び会計監査人と必要に応じ打合せを行う等相互連携を図っております。内部監査の結果は、社長に報告するとともに経営会議、支店長会議に報告され、被監査部門に対しては、改善事項の指摘を行い、対策の内容及び改善状況の報告を求め、必要により再監査を実施しております。また、各部門に共通する改善事項については、全社的に通達することにより実効性のある健全な業務運営を図っております。なお、内部統制監査については、「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備状況及び運用状況について監査を実施しております。

3. 会計監査の概要

・会計監査については、EY新日本有限責任監査法人に委託しており、業務執行社員の公認会計士は、吉田亮一、石井広幸の2名であります。また、監査に係る補助者は、監査法人の選任基準により決定されております。

4. 取締役、監査役との責任限定契約

・当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役(2名)や社外監査役(3名)の選任により、意思決定における客観性を高めるとともに経営者に対する監督機能の強化を図っているほか、内部監査、会計監査においても、監査役、監査部、会計監査人が相互に連携し監査を行っております。これらのことから充分なコーポレート・ガバナンス体制が構築されていると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	開催日は、集中日を回避した日程といたしました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を導入しております。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・株主総会のビジュアル化 <ol style="list-style-type: none"> 1. 自社のPRビデオを上映 2. 報告事項のナレーションによる説明 3. パソコン活用によるビジュアル化 ・招集通知のビジュアル化 <ol style="list-style-type: none"> 1. カラー印刷及びサイズの変更 2. グラフ等のビジュアル化表示 3. UDフォントの採用 ・ホームページへの招集通知の掲載

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	<p>2024年5月より個人投資家や機関投資家向けに決算説明会の内容を全文書き起こし、それを外部情報サイトに公開しております。同様の情報は、当社のホームページにも掲載されており、投資家や株主の皆様へ詳細な情報を提供しております。</p> <p>また、2024年9月に個人株主を対象としたIRフォーラムにおいて、当社社長から会社概要、業績の推移、成長戦略等について説明を予定しております。</p>	あり

IR資料のホームページ掲載	https://www.daiichi-kensetsu.co.jp/ 1. プレスリリース資料 2. 決算説明資料 3. 有価証券(四半期)報告書 4. 株主総会招集通知 5. 臨時報告書 6. 株主通信 7. 株価情報へのリンク
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署 総合企画本部 経営企画部

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	2003年11月に「土木構造物・建築物の設計及びオフィス活動」を範囲としたISO14001を本社及び全支店で認証取得しました。そして、2022年11月に事業活動を通じて環境負荷の低減と環境保全活動に取り組むことを目的として「環境経営宣言」を制定するとともに、「第一建設工業 環境計画～カーボンニュートラル・チャレンジ2050～」を策定し、環境経営を推進しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方

当社は、社会から信頼される企業を目指し、その社会的責任を果たしていくためには、コンプライアンスを尊重し、職務の執行が法令及び定款に適合することをはじめ、業務の適正を確保していくことが大切であると考えております。

2. 整備状況

(1)コンプライアンス体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「倫理・法令遵守委員会規則」を定め、法令遵守意識の普及、啓発や想定される重大な法令違反等に対応するためのマニュアルを整備する等、コンプライアンス違反の未然防止及び再発防止を図っております。

また、法令違反行為については、「内部通報規則」を定め、コンプライアンス違反行為の早期発見と是正及び公益通報者の保護を図っております。

(2)リスク管理体制

業務遂行上のリスクの発生予防及び発生した場合の損害を最小限に留めるため、「リスク管理規則」を定め、リスク管理体制の整備や予防対策の実施、教育のほか、緊急事態の発生又は発生の恐れがある場合は、必要に応じ、リスク管理委員会の招集や対策本部の設置によりこれに対応することとしております。

(3)子会社の業務の適正を確保するための体制

「関係会社管理規則」を定めるとともに、子会社の管理担当部署として、経営企画部を指定しております。経営企画部は、関係会社連絡会議を開催し、経営状況や事業運営に重大な影響を及ぼす恐れのある事項について報告を求めています。また、監査部は、年1回以上、子会社の業務監査を実施しております。

(4)情報管理体制

職務の執行にあたっての重要な文書及び情報については、別途定める社内規則に従い適切に管理されております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 基本的な考え方

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対して経済的な利益供与を行わないことを「企業倫理規則」に定め、運用のための社内体制を整備し徹底します。

2. 整備状況

「反社会的勢力の不当要求対応マニュアル」を作成し、全社員に対して対応方法等についての教育を行っております。また、不当要求を受けた場合の連絡網の整備や、当社から発注される工事の工事下請契約約款に反社会的勢力の排除条項を規定するなど、体制の整備に努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

